

知って納得! 健康保険



ご存じですか?

保険証の使い方

医療機関等を受診するときは、
保険証を提示すれば、
かかった医療費の一部を負担するだけで済みます。
もし、保険証を提示せずに受診した場合は
全額自己負担となりますので、
忘れずに持参しましょう。

医療機関等にかかる ときは必ず持参

病院や診療所などの医療機関にかかるときは、必ず保険証(健康保険被保険者証)を持参し、窓口で提示しましょう。提示すると、現役世代なら、原則、かかった医療費の3割の負担で済みます(図参照)。
保険証は、誰がどの健康保険組合に加入しているかを証明する大切なもので、医療機関等ではこの保険証を基に、自己負担分以外の費用を健康保険組合に請求することになります。

保険証は 大切に扱きましょう

保険証は、身分証明書としても利用されることもある大切なものです。盗難や紛失した場合、第三者に悪用される恐れもあります。また運転免許証と違って、写真がないために悪用されやすいともいえます。万が一、盗難に遭ったり紛失した場合は、被害を防ぐためにも発行者である健康保険組合に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出るようにしましょう。
また、破損した場合や汚れた場合は再発行が必要になりますので、大切に扱うようにしましょう。

健康保険の対象となるのは、病気やけがを治療するのに必要な費用(診察、検査、薬、治療材料費、処置、手術費、入院看護費、在宅療養看護費など)ですので、医師から処方された薬を院外の薬局などで購入する場合も自己負担分で済みます。
なお、保険証を忘れ、窓口で全額(10割)支払った場合、後で健康保険組合に申請すれば、自己負担分を除いた額が療養費として戻ってきます。



※子供の医療費については、各自治体において助成制度が設けられており、医療費の自己負担が、全額または一部補助されます。

こんなときはすぐに届け出てください!

次のような場合、すぐに健康保険組合に届け出をお願いします。



- 盗難に遭った
- 紛失した
- 破損した
- 汚れて記載内容が分からない
- 退職した・死亡した
- 被扶養者に異動があった(結婚・出産・就職・死亡など)
- 被保険者の氏名が変わった
- 住所が変わった

こんなケースでは保険証は使えません!

次のようなケースは健康保険診療の対象ではないため、保険証は使えません。



- 業務上や通勤途中の病気やけが(労災保険の適用となるため)
 - 正常な妊娠・出産
 - 美容整形などの自由診療
 - 健康診断・人間ドック
 - 予防接種
 - 経済的理由による人工妊娠中絶手術
 - 先進医療
- など

※交通事故やけんかなど、第三者行為によるけがで治療を受けたときの費用は本来、加害者が負担すべきものです。健康保険で治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険組合で立て替えて支払うことになるため、このような場合は速やかに「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

